

事前調査書

建築主、設計者 様

大村市建築主事

法令及び条例等の規定により確認申請前に必要な手続きについて（お願い）

建築物を建築する際には、以下の法令等の許認可等を必要とする場合があります。

下記項目について所管課と協議を行った後、建築確認申請を提出いただきますようお願いいたします。

建築基準関係規定の項目

	法・条例等	内容	所管課	適用の有無	
				あり	なし
建築基準関係規定（令第9条）	消防法 第9条、 第9条の2、 第15条、 第17条	火の使用に関する規制の市町村条例への委任 住宅用防災機器の設置（県央地域火災予防条例） 常設映画館等の映写室の規格 消防用設備等の設置及び維持	大村消防署		
	屋外広告物法 第3条～5条 （大村市屋外広告物条例）	広告物の市長の許可	大村市 都市計画課	許可状況 申請中 許可済	
	港湾法 第40条第1項	臨港地区の分区内における制限 （長崎県が港湾管理者である港湾の臨港地区内の分 区内における構築物の規制に関する条例）	県央振興局 管理課		
	高圧ガス保安法 第24条	家庭用設備の設置等（CNガス（圧縮天然ガス））	ガス事業者		
	ガス事業法 第162条	基準適合義務（都市ガス）	ガス事業者		
	駐車場法 第20条	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置義務	条例の定めなし		
	水道法 第16条	給水装置の構造及び材質	大村市 水道工務課		
	下水道法 第10条第1項・第3項、 第25条の2、 第30条第1項	排水設備の設置義務、排水設備の構造 浸水被害対策区域内の基準 都市下水路に接続する特定排水施設の構造 （工場等の場合）	大村市 下水道工務課		
	宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項、 第16条第1項、 第30条第1項、 第35条第1項	宅地造成等工事規制区域内の宅地造成工事の許可 宅地造成工事計画変更許可 特定盛土等規制区域内の特定盛土等の許可 特定盛土計画変更許可	長崎県 盛土対策室	許可状況 申請中 許可済	
	流通業務市街地の整備法 第5条第1項	流通業務地区内の規制	地区の指定なし		
	液化石油ガス保安法 第38条の2	供給設備・消費設備の基準適合義務 LPガス（液化石油ガス）	長崎県 消防保安室 （ガス事業者）		
	都市計画法 第29条第1項・第2項、 第35条の2第1項、 第41条第2項、 第42条、 第43条第1項、 第53条第1項 第53条第2項	開発行為の許可 変更の許可等 建築物の建ぺい率等の指定 開発許可を受けた土地における建築等の制限 市街化調整区域における建築等の制限 都市計画施設等内の建築許可 国が行う行為について都道府県知事等との協議	県央振興局 建築課 大村市 都市計画課	許可状況 申請中 許可済	
	特定空港周辺航空機騒音特措法 第5条第1項～3項	航空機騒音障害防止地区内：防音上有効な構造 航空機騒音障害防止特別地区内：建築不可	地区の指定なし		
	自転車の安全利用の促進・駐車対策の推進法 第5条第4項	条例で定める区域内の自転車等駐車場の設置義務	区域の定めなし		
浄化槽法 第3条の2第1項	合併処理浄化槽設置の義務	県央保健所			
特定都市河川浸水被害対策法 第10条	一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準 （条例）	条例の定めなし			
みなし規定	都市緑地法（第41条） 第35条、 第36条、 第39条第1項	緑地地域における緑化率 一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例 地区計画等の区域内における緑化率規制	地区の指定なし		
	バリアフリー法 第14条第1項～3項	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等 公衆便所：50㎡以上 （その他は2000㎡以上：権限外）	大村市建築課		
	建築物省エネ法 第10条	建築主の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務 （規模等除外規定あり）	大村市建築課		

※都市計画法第29条の許可を要する場合は、第36条の検査済証の交付後に確認申請して下さい。

建築基準関係規定以外の項目

法・条例等	内容	所管課	適用の有無	
			あり	なし
大村市中高層条例 第8条 第10条	標識設置の届出 事前説明報告書の提出義務 対象：1 低 3F 以上・住居系 3F 以上かつ 10m 超え・その他 3F かつ 15m 超えの建築物、 15m 超え鉄塔・RC 柱等、 1,000 m ² 超え店舗	大村市建築課		
大村市特殊旅館規制条例 第3条	特殊旅館業を目的とする建築物の建築に関する市長の意見を求める申請書提出義務			
建設リサイクル法 第10条	着工 7 日前までに届出 対象：80 m ² 以上の解体 500 m ² 以上の新築・増築 1 億円以上の改修 500 万円以上の土木工事	大村市建築課 (県央振興局建築課)		
景観法 第16条 (大村市景観条例第11条)	景観計画区域内の行為の届出	大村市都市計画課		
大村市環境保全条例 第6条	1,000 m ² 以上の土地開発を行う場合、市長の同意要（土地開発協議会）			
都市計画法 第58条の2第1項	地区計画区域内の土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合は着工 30 日前までに届出			
都市再生特別措置法 第88条、第108条	立地適正化計画の区域内の届出			
大村市風致地区内建築等規制条例 第2条第1項	風致地区内の行為の許可			
道路法 第24条 第32条	道路工事施行承認申請書 道路占用許可申請・協議書	大村市道路管理課		
大村市法定外公共物管理条例 第4条	法定外公共物（占用・工事）許可申請書			
急傾斜地災害防止法 第7条	急傾斜地崩壊危険区域内の行為に対する許可	大村市河川公園課 (県央振興局管理課)		
土砂法 第10条	特別警戒区域内の特定開発行為に対する許可			
第25条	都市計画区域等以外の区域で特別警戒区域内の建築基準法第6条第1項第1号または第2号以外の建築物は確認申請等の規定を適用			
農地法 第4条、第5条	農地転用許可	大村市農業委員会		
文化財保護法 第93条	土地の発掘時の埋蔵文化財に関する届出（60 日前）	大村市文化振興課		
大村市環境保全条例 第7条	工場・事業場等の建築、下水道区域外に建築する場合市長の同意要（建築協議書の提出）	大村市環境保全課		
長崎県福祉のまちづくり条例 第16条	特定生活関連施設の新築等の場合、県知事に届出	県央振興局建築課		
航空法 第49条 第56条の3	進入表面、転移表面又は水平表面に関しての物件設置等の制限 延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面に関しての物件設置等の制限	長崎空港事務所 及び 海上自衛隊第 22 航空群		

【連絡先】

・長崎県庁	095-824-1111	・大村市役所	0957-53-4111
・県央振興局	0957-22-0010	・大村市上下水道局水道工務課	0957-53-1114
・県央保健所	0957-26-3304	・大村市上下水道局下水道工務課	0957-53-1682
・長崎空港事務所	0957-53-6151	・大村消防署	0957-52-4138
・海上自衛隊第 22 航空群	0957-52-3131		